

議員発第 7 号

茨木市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

上記の議案を、地方自治法第112条及び茨木市議会会議規則第8条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和2年5月8日提出

提出者	茨木市議会議員			
	稲	葉	通	宣
	福	丸	孝	之
	大	村	卓	司
	岩	本		守
	畑	中		剛

茨木市議会議長

友 次 通 憲 様

茨木市条例第 号

茨木市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

茨木市議会議員の議員報酬等に関する条例（平成21年茨木市条例第50号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

（議員報酬の額の特例）

- 4 令和2年6月1日から令和3年1月30日までの間、別表中「758,000」とあるのは「606,400」と、「708,000」とあるのは「566,400」と、「668,000」とあるのは「534,400」と、「664,000」とあるのは「531,200」とする。
- 5 前項の規定は、第7条第2項の期末手当の額の算定については、適用しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。